

第16号議案

令和5年6月27日
任用給与課

人事委員会承認事項の一部改正について（給与関係）

標記の件について、下記の人事委員会承認事項の一部改正について、申請（別添）のとおり承認する。

記

保健所等において保健衛生行政に従事する医師・歯科医師に対する初任給調整手当の取扱いについて

保健所等において保健衛生行政に従事する医師・歯科医師に対する初任給調整手当の取扱いについて

福祉保健局の組織改正に伴い、所要の改正を行う。

項 該 当 条 目 文	内 容
対象となる職 別紙別表	【福祉保健局の組織改正に伴う規定整備】 ○ 対象となる職の所属する局部名の整備 保健医療局に移管する職「福祉保健局」→「保健医療局」 「福祉保健局少子社会対策部」→「福祉局子供・子育て支援部」 ○ 「保健医療局感染症対策調整担当部長」（新規） ○ 「福祉保健局新型コロナウイルス感染症対策担当部長」（削除） ○ 「福祉保健局東京感染症対策センター担当部長」（削除）
適用年月日 2	令和5年7月1日

<参考>

現 行

改 正 後

福 祉 保 健 局		
総	務	部
企	画	部
指	導	監 査 部
医	療	政 策 部
保	健	政 策 部
生	活	福 祉 部
高	齢	社 会 対 策 部
少	子	社 会 対 策 部
障	害	者 施 策 推 進 部
健	康	安 全 部
感	染	症 対 策 部
都	立	病 院 支 援 部

福 祉 局		
総	務	部
企	画	部
指	導	監 査 部
生	活	福 祉 部
子	供	・ 子 育 て 支 援 部
高	齢	者 施 策 推 進 部
障	害	者 施 策 推 進 部

保 健 医 療 局		
総	務	部
企	画	部
保	健	政 策 部
医	療	政 策 部
都	立	病 院 支 援 部
健	康	安 全 部
感	染	症 対 策 部

東京都人事委員会 殿

東京都知事
小池 百合子
(公印省略)

「保健所等において保健衛生行政に従事する医師・歯科医師に対する
初任給調整手当の取扱いについて」の一部改正について(申請)

今回の組織改正に伴い、下記のとおり承認事項を改正したいので、初任給調整手当に関する規則（昭和 38 年東京都人事委員会規則第 1 号）第 10 条の規定に基づき申請いたします。

記

1 改正対象

保健所等において保健衛生行政に従事する医師・歯科医師に対する初任給調整手当の取扱いについて（平成28年3月24日付27人委任第172号承認）

2 改正内容

別紙のとおり

3 改正理由

組織改正に伴う規定整備

4 適用年月日

令和 5 年 7 月 1 日

「保健所等において保健衛生行政に従事する医師・歯科医師に対する初任給調整手当の取扱いについて」（平成28年3月24日付27人委任第172号承認）について、下記のとおり改正する。

記

改 正 案	現 行										
<p>1 申請内容 (現行のとおり)</p> <p>2 適用年月日 令和5年7月1日</p> <p>3 申請理由 (現行のとおり)</p>	<p>1 申請内容 (略)</p> <p>2 適用年月日 令和3年4月1日</p> <p>3 申請理由 (略)</p>										
<p>別紙</p>	<p>別紙</p>										
<p>別表</p>	<p>別表</p>										
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="181 1040 745 1086">対象となる職</th> <th data-bbox="745 1040 1090 1086">適用する職</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="181 1086 745 1353"> <p>(1) <u>保健医療局医療改革推進担当部長、保健医療局感染症危機管理担当部長、保健医療局感染症対策調整担当部長、健康安全研究センター所長及び健康安全研究センター健康情報解析担当部長の職</u>で、保健衛生行政に従事する医師・歯科医師の職</p> </td> <td data-bbox="745 1086 1090 1353" rowspan="2"> <p>(現行のとおり)</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="181 1353 745 1431"> <p>(2) <u>保健医療局保健政策部において保健衛生行政に従事する医師・歯科医師の職</u></p> </td> </tr> </tbody> </table>	対象となる職	適用する職	<p>(1) <u>保健医療局医療改革推進担当部長、保健医療局感染症危機管理担当部長、保健医療局感染症対策調整担当部長、健康安全研究センター所長及び健康安全研究センター健康情報解析担当部長の職</u>で、保健衛生行政に従事する医師・歯科医師の職</p>	<p>(現行のとおり)</p>	<p>(2) <u>保健医療局保健政策部において保健衛生行政に従事する医師・歯科医師の職</u></p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1146 1040 1711 1086">対象となる職</th> <th data-bbox="1711 1040 2056 1086">適用する職</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1146 1086 1711 1353"> <p>(1) <u>福祉保健局医療改革推進担当部長、福祉保健局感染症危機管理担当部長、福祉保健局新型コロナウイルス感染症対策担当部長、福祉保健局東京感染症対策センター担当部長、健康安全研究センター所長及び健康安全研究センター健康情報解析担当部長の職</u>で、保健衛生行政に従事する医師・歯科医師の職</p> </td> <td data-bbox="1711 1086 2056 1353" rowspan="2"> <p>(略)</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1146 1353 1711 1431"> <p>(新設)</p> </td> </tr> </tbody> </table>	対象となる職	適用する職	<p>(1) <u>福祉保健局医療改革推進担当部長、福祉保健局感染症危機管理担当部長、福祉保健局新型コロナウイルス感染症対策担当部長、福祉保健局東京感染症対策センター担当部長、健康安全研究センター所長及び健康安全研究センター健康情報解析担当部長の職</u>で、保健衛生行政に従事する医師・歯科医師の職</p>	<p>(略)</p>	<p>(新設)</p>
対象となる職	適用する職										
<p>(1) <u>保健医療局医療改革推進担当部長、保健医療局感染症危機管理担当部長、保健医療局感染症対策調整担当部長、健康安全研究センター所長及び健康安全研究センター健康情報解析担当部長の職</u>で、保健衛生行政に従事する医師・歯科医師の職</p>	<p>(現行のとおり)</p>										
<p>(2) <u>保健医療局保健政策部において保健衛生行政に従事する医師・歯科医師の職</u></p>											
対象となる職	適用する職										
<p>(1) <u>福祉保健局医療改革推進担当部長、福祉保健局感染症危機管理担当部長、福祉保健局新型コロナウイルス感染症対策担当部長、福祉保健局東京感染症対策センター担当部長、健康安全研究センター所長及び健康安全研究センター健康情報解析担当部長の職</u>で、保健衛生行政に従事する医師・歯科医師の職</p>	<p>(略)</p>										
<p>(新設)</p>											

<p>(3) 各保健所（島しょ保健所各出張所を除く。）において保健衛生行政に従事する医師・歯科医師の職</p>		<p>(2) 各保健所（島しょ保健所各出張所を除く。）において保健衛生行政に従事する医師・歯科医師の職</p>	
<p>(4) 福祉局子供・子育て支援部において保健衛生行政に従事する医師・歯科医師の職</p>		<p>(新設)</p>	
<p>(5) 保健医療局医療政策部医療政策課及び保健医療局医療政策部医療安全課において保健衛生行政に従事する医師・歯科医師の職並びに保健医療局医療政策部歯科担当課長の職で保健衛生行政に従事する歯科医師の職</p>		<p>(3) 福祉保健局医療政策部医療政策課及び福祉保健局医療政策部医療安全課において保健衛生行政に従事する医師・歯科医師の職並びに福祉保健局医療政策部歯科担当課長の職で保健衛生行政に従事する歯科医師の職</p>	
<p>(削除)</p>		<p>(4) 福祉保健局保健政策部において保健衛生行政に従事する医師・歯科医師の職</p>	
<p>(削除)</p>		<p>(5) 福祉保健局少子社会対策部において保健衛生行政に従事する医師・歯科医師の職</p>	
<p>(6) 保健医療局健康安全部において保健衛生行政に従事する医師・歯科医師の職</p>		<p>(6) 福祉保健局健康安全部において保健衛生行政に従事する医師・歯科医師の職</p>	
<p>(7) 保健医療局感染症対策部において保健衛生行政に従事する医師・歯科医師の職</p>		<p>(7) 福祉保健局感染症対策部において保健衛生行政に従事する医師・歯科医師の職</p>	
<p>(8) (現行のとおり)</p>		<p>(8) (略)</p>	